

一般社団法人柏法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人柏法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は、千葉県柏市に置く。

(支 部)

第3条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議によりブロック・支部、部会その他の組織を設置することができる。

2 ブロック・支部、部会その他の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、国税及び地方税に係る官公署との連絡協調のもとに、健全な納税者の団体として、税務知識の普及に努めるとともに、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚を目的とする事業
- (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (3) 地域経済の健全な発展に資する事業
- (4) 地域社会の活性化と健全な発展を目的とする事業
- (5) 会員相互の交流や親睦等に資する事業
- (6) 会員の福利厚生等に関する事業
- (7) 会組織の充実を図る事業
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の事業に賛同して入会した柏税務署管内に本店または事業所を置く法人
- (2) 準 会 員 柏税務署管内以外に本店を置く法人の事業所で、本会の事業に賛同し、正会員以外の会員として入会した法人
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第7条 正会員、準会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める所定の手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 解散または事業所の閉鎖
- (3) 死亡（個人が賛助会員の場合）
- (4) 反社会的勢力であることが判明したとき
- (5) 除 名

(退 会)

第10条 本会を退会しようとする者は、理事会において別に定める所定の退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において正会員の決議により除名することができる。この場合、その会員に対して総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会 費)

第12条 会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

第4章 総 会

(種類及び構成)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、いずれもすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、法令に規定する事項並びにこの定款で定める事項を決議する。

2 前項にかかわらず、個々の総会においては第17条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は決議することができない。

(開 催)

第16条 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して理事会に招集の請求があったときは、会長はその日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決 権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総議決権の過半数を有する正会員が出席し、その過半数をもって決する。

(書面表決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事または正会員が総会の議決の目的である事項について提案した場合に、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事から選出した議事録署名人2名が署名または記名押印しなければならない。

第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 45名以上65名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長とし、30名以内を常任理事、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、常任理事及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、本会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係ある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事または監事に異動があったときは、登記事項証明書等を添えて遅滞なく行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して本会の業務を執行する。また、会長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して本会の職務を執行する。また、会長及び副会長に事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を調査すること
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること

- (5) 前号の報告のために必要なときは、会長に理事会の招集を請求すること
ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対しその行為をやめることを請求すること
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任 期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 理事及び監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了後においても新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(報 酬 等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事には総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、総会の決議を経て支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取り扱いに関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(責任の免除)

第31条 役員に法令の定める要件に該当する損害賠償責任が生じた場合には、理事会の決議によって損害賠償責任額から最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問及び相談役)

第32条 本会に、任意の機関として、顧問及び相談役若干名を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の決議によって選任または解任する。

3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第33条 本会に理事会を置き、理事の全員をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の招集に関する事項の決定

(2) 各種規則、規定並びに基準の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、常任理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第35条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第26条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第36条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合及び前条第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第2号または第4号前段に該当する場合は、その日から5日以内に、前条第2号または第4号前段に該当する日から2週間以内に開催する理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第38条 理事会における議決権は、理事1名につき1個とする。

(決議)

第39条 理事会の議事は、この定款に別に定めるものを除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名または記名押印しなければならない。

第7章 常任理事会

(構成)

第42条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び専務理事（設けない場合にあつては事務局長）をもって構成する。

(権限)

第43条 常任理事会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

(開催)

第44条 常任理事会は、会長が必要と認めるときこれを招集して開催する。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理運用)

第46条 本会の財産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第47条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第48条 本会の事業報告及び収支決算について、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に法令の定める期間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 総会・理事会等の議事資料
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前項の帳簿及び書類等の備え付け並びに閲覧については、法令の定めによる。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第49条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事の3分の2以上の承認を受けなければならない。重要な財産の処分または譲り受けを行おうとするときも同様とする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において正会員の3分の2以上の決議により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合には、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 本会は、総会において正会員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為を行うときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事由によるほか、総会において正会員の3分の2以上の決議により解散することができる

(残余財産の処分)

第53条 本会が解散等により精算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 委員会及び事務局の設置

(委員会)

第54条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(事務局)

第55条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 専務理事は事務局長を兼ねることができる。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(公告)

第56条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(細 則)

第57条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は森 和夫とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。